

千葉県議会訓令（甲）第3号

千葉県議会事務局

千葉県議会委員会傍聴規程（平成20年千葉県議会訓令（甲）第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月17日

千葉県議会議長 石川 弘

第3条中「次のとおり」を「それぞれ10人」に改め、同条の表を削る。

附 則

この訓令は、令和5年5月17日から施行する。